

所管部課		まちづくり部 都市づくり課		部長		金子 秀之	
件 名		東大和市特定空家等及び管理不全空家等の認定等に関する条例（案）の 骨子について		区分	○	1 審議事項	2 報告事項
関係 事項	条例						
	規則						
	部課 機関						
1. 要 旨 本条例は、令和4年12月に策定した東大和市空家等対策計画を踏まえ、「空家等の対策の推進に関する特別措置法」に定められた、特定空家等及び管理不全空家等に対する認定・措置等を適切に行うために、手続きに際して必要な事項を定めるものである。 ついては、令和6年9月3日（火）に開催予定の東大和市議会議員全員協議会において、その骨子を説明したい。 （1）条例（案）の骨子 ①趣旨 ②定義 ③空家等対策計画の策定 ④特定空家等及び管理不全空家等の認定 ⑤特定空家等及び管理不全空家等に対する措置 ⑥空家等対策協議会への意見聴取 ⑦空家等対策協議会の設置 ⑧空家等対策協議会の所掌事務 ⑨空家等対策協議会の組織 （2）施行日 令和7年4月1日 （3）影響及び効果 東大和市特定空家等及び管理不全空家等の認定等に関する条例（案）について、市議会議員に理解を深めてもらうことができる。							
2. 経 過（現時点に至るまでの経過） ・空家等対策検討会議の実施（令和5年8月、令和6年2月、7月）							
3. 留意事項（問題点等）今後の予定 ・市議会議員全員協議会で説明（令和6年9月） ・パブリックコメントの実施（令和6年9月～10月） ・令和6年第4回東大和市議会定例会に提案（令和6年11月） ・条例の施行（令和7年4月）							
4. 主管部処理案（検討結果等） 庁議終了後、東大和市議会議員全員協議会への議題資料として提出したい。							
5. 審議結果							

注：定例庁議の場合は、金曜日の正午までに提出。